

国総動第984号
平成14年7月10日

社団法人高層住宅管理業協会会長殿

国土交通省総合政策局不動産課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の遵守について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)については、平成13年8月1日から施行され、「マンション管理の適正化の推進に関する法律の施行について」(平成13年7月31日付け国総動第50号・国土交通省総合政策局長通達)により、制度の的確かつ円滑な運用に特段の配慮をされるよう貴団体等あて通知しているところである。

現在、既に法に定める9ヶ月間の経過期間が終了し、平成14年5月1日からマンション管理業者登録制度が開始されたところであり、また、管理組合の新事業年度に係る総会が開催され、多くの管理受託契約が更新される時期でもあることから、再度、法の遵守を徹底し、制度の的確かつ円滑な運用を行うよう、貴団体加盟の業者に対する周知及び指導を行われたい。